

逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会規則

令和 7 年12月15日

逗子市規則第32号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、逗子市放課後児童クラブ条例（平成23年逗子市条例第27号）第 9 条の 2 の規定に基づき、各小学校区の放課後児童クラブを適切かつ確実に管理することができる者と認める者を指定管理者の候補として選定するため、逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

- (1) 指定管理者の候補の選定に関すること。
- (2) その他指定管理者制度に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員若干名をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 放課後児童クラブに関する学識経験のある者
- (2) 教育部担当部長（子育て担当）
- (3) 逗子市子ども・子育て会議から推薦を受けた者
- (4) 税理士
- (5) 逗子市小学校長会会長又はその推薦を受けた者
- (6) その他市長が必要があると認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第 1 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者

を、副委員長は同項第2号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その出席を求め、意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第20条の規定に基づき原則公開とする。ただし、委員長が会議の公開の適用除外事項に該当すると認めたときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保育課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。